

令和8年度 事業計画書

我が国の経済は、各国の通商政策等の影響の懸念があるものの、緩やかな成長が見込まれる。一方、2025年の出生数は10年連続で過去最少を更新する見込みとなる等、人口減少・少子化の急速な進行に加え、激甚化する自然災害、社会インフラの老朽化等への対応が急務となっている。

各自治体では、行政課題の多様化・複雑化の解決に向け知恵を絞り、様々な対策を講じている。こうした対策を支えるためには財源のみならず、財源確保を担う税務に携わる職員の育成が欠かせないが、税務職員の減少等による税務知識やノウハウ継承の困難性等が大きな課題となっている。

当協会においては、会員団体や全国の自治体を効果的に支援していくため、会員団体等のおかれた状況やニーズを的確に把握した上で、実施事業の効果を検証し、事業を継続、発展させていく。

特に、オンデマンド型の研修教材であるWeb講義については、より多くの自治体に視聴いただけるよう税制改正の内容を反映し、年度当初から視聴可能とするとともに直接自治体訪問をする等さらなる認知度の向上を図る。

また、東京税務セミナーや主税局研修の一部を引き続きオンライン形式で行うほか、東京税務セミナーの一部のコースにおいてオンライン受講者がグループ討議を実施する他、対面参加の受講者のニーズに沿って運営手法を改善する。さらに、税務実務図書の電子化を拡充するなどの利便性向上も含め、会員団体をはじめとする全国自治体税務職員の職務能力向上の支援をしていく。

収納率の改善や知識・ノウハウの継承などの諸課題への対応については、適切で繊細な税務行政の運営が求められることから、豊富な知識と経験を有する東京都主税局等のOB職員を会員団体へ人材派遣することで引き続き支援していく。

自動車税事業の運営においては、自動車を取り巻く環境の変化や社会情勢の変遷を踏まえ、東京都主税局と連携を密にし、執行体制の整備と効率的な事業運営に努めていく。

なお、本年度は令和8年度からの5年間の計画として策定した「第3次中期経営計画」に基づき、協会の財政基盤強化、適正な事業実施及び業務改善を図り、収益の安定化に向けた展開を推進していく。

公益財団法人東京税務協会 令和 8 年度実施事業計画一覧(概要)

(単位:千円)

主な事業(概要)	収益
1 公益目的事業	1,154,160
公1 税知識の普及啓発事業	1,154,160
①-1 地方税財政の制度に関する調査研究 調査研究・税務行政調査委嘱・東京税務レポートを発行(S27年度～) ※ 機関誌「東京税務レポート」の電子版配信(R2.1～) 税務広報資料室の運営	
①-2 税務職員の育成等 主税局の研修業務(運営、講師等)を受託(S62年度～) 東京税務セミナー(滞納整理、固定資産税、住民税部門)を開催(H11年度～) 東京税務セミナーのハイブリッド化(会場・オンライン)開始(R3年度～) Web講義の販売を開始(R3年度～)	235,893
①-3 税知識の普及啓発 都民対象講演会の開催(H3年度～) 税の作文表彰等の納税広報の実施 租税教育への協力	
①-4 税財務関係職員表彰	
② 図書の出版・販売 地方税ミニガイド、滞納整理事務の手引等の実務書の出版販売(S63年度～) ※ 実務書(6種類)をWeb教材として販売開始(R2年度～)。図書の改訂に合わせ、電子化し紙媒体と共に発行。	10,036
③ 自動車税等に関する事業 自動車税事業所の申告受付等の業務(S60年度～) 自動車税コールセンター業務を含む自動車税業務を全面受託(H25年度～)	719,185
④ 納税推進業務事業 口座振替、納税しようよう、申請による換価の猶予等の業務を受託 (H28年度～)	189,046
2 収益事業	122,726
収1 軽油分析事業	39,546
⑤ 軽油分析事業 不正軽油対策としての硫黄、ガスクロ、クマリン分析を受託(S61年度～)	39,546
収2 人材派遣事業	83,180
⑥ 人材派遣事業 専門人材を派遣し、指導、助言等を行い自治体運営をサポート(H13年度～) ※人材バンクを開設(R1.11～)	83,180
3 法人会計(⑦)	8,175
収益計(①～⑦の合計)	1,285,061

公益財団法人東京税務協会 令和8年度年間スケジュール(概要)

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考		
1	公益 目的 事業	公1 税知 識の 普及 啓発 事業	①-1	○		○		○			○			・調査研究:通年 ・税務レポート:年4回発行 ・電子版:通年 ・税務広報資料室の運営:通年		
			①-2	○	○	○		○	○						・受託研修 ・東京セミナー(含地方開催) ・Web講義配信:4月~	
			①-3							○		○			○	・都民対象講演会:10月 ・税作文表彰:12月 ・租税教室の実施
			①-4											○		・税財務関係職員表彰等
		②													・出版:通年 ・Web販売:通年	
		③													・自動車税:通年 ・コールセンター:通年	
		④													・納税推進:通年	
2	収益事業	収軽1油	⑤											・軽油分析:通年		
		収人2派	⑥											・人材派遣:通年		
摘要																

＜公益目的事業＞

1 地方税財政制度に関する調査研究

(1) 調査研究

専門講師等が地方税財政制度及び税務行政の運営に関して調査研究を行い、機関誌「東京税務レポート」に掲載し、協会Webサイトを通じて公開することで、税務行政の効果的な運営に貢献する。

(2) 委嘱調査

自らの職場課題の解決と人材育成を目的に、会員団体（東京都、特別区及び都の区域内に所在する市町村）の税務職員に、先進的な取組を行っている他自治体等の税務行政の実情調査を委嘱する。

調査の結果報告を「東京税務レポート」に掲載し、地方団体に広く情報提供することで、税務現場の課題解決に活用していただき、円滑な運営に寄与していく。

・委嘱調査員 8名（予定） ・派遣先自治体等 8団体（予定）

(3) 税務広報資料室の運営

税務関係職員の実務の調査研究資料としての活用等を目的として、税財政制度等の調査研究に資する図書及び歴史的な税務関係資料等を収集・整理し、税務関係職員や一般の都民等に閲覧や貸し出しを行う。

新規刊行図書の収集等により、利用者の利便性の向上に向けた運営に努める。

2 税務職員の育成

(1) 東京税務セミナーの開催

会員団体及び全国の税務職員を対象に、税務職員のニーズにあわせた「東京税務セミナー」を開催する。本年度も、これまで実施した内容の見直し・検証を行うとともに、研修等で蓄積したノウハウを活かし、7月に滞納整理部門、固定資産税部門及び住民税部門、11月に滞納整理部門について、令和7年度から従来のコースを一部改良した編成を継続して東京地区で開催する。

受講の方式については、教室での直接受講とオンラインでの受講が選択できるハイブリッド方式で実施し、受講者側の受けやすいかたちで運営を継続する。実施に当たっては、受講者のアンケート等を踏まえ、令和7年度より一部のコースにおい

て、会場受講者もオンライン受講者もグループ討議をできるようにした他、会場では受講者同士による意見交換会の場を提供、受講者のニーズに沿って運営手法の改善を継続していく。

また、長野県地方税滞納整理機構からの要請により、平成 28 年度から実施している「東京税務セミナー（長野市開催）」は、滞納整理部門の従来の「財産調査コース」の他は、受講者ニーズを踏まえて「事例で学ぶ滞納整理コース」、「公売入門コース」の 2 つのコースを改めた 3 つのコースに再編成し、4 月に同市で開催する。

さらに、石川県都市税務協議会の協力のもと、平成 30 年度から実施している「東京税務セミナー（金沢市開催）」は、滞納整理部門「基礎コース」、課税・徴収部門共通「事例検討コース」、固定資産税部門「課税コース」の 3 コースを 5 月に同市で開催する。

そして、令和 6 年に苫小牧市の協力のもと、5 年ぶりに再開した「東京税務セミナー（北海道開催）」については、本年度も滞納整理部門「基礎コース」、「財産調査コース」と、令和 7 年より受講者ニーズを踏まえて改めた「滞納処分（不動産）コース」の 3 コースについてさらに内容を検討する他、地域性も考慮したより充実した運営が確保できるよう、令和 7 年度からの「共催」という形にて引き続き 10 月に同市で実施する。

（2）研修講師の派遣

会員団体等の要請により、各団体が実施する税務職員研修に協会講師を派遣する。

また、実施団体の要望に沿った講義設定が可能であることを案内するとともに研修の方式については、研修主催自治体の意向を確認し、現地又は協会からのオンラインによる研修実施も可能とし、受講選択の幅を広げ対応していく。

（3）全国税務職員のためのW e b 講義の販売

複雑化、高度化する税務行政の現場において、一人一人の知識やスキル向上の必要性が高まる一方、職員数の減少や異動サイクルの短期化等により、ベテランおよび中堅職員も少なくなり、税務知識の承継等が難しい状況の中、職員が自分のペースで、いつでもどこでも学習できる教材として、新任税務職員用のオンデマンド型研修教材W e b 講義の販売を行う。

インターネット環境があれば学習できる教材であることから、都市部から遠隔の

ため、あるいは出張経費の確保が難しいため、集合研修への参加が難しい地方自治体でも、基礎的な税知識がしっかりと学べることができ、内容も全編字幕表示をしたわかりやすい動画に加え、テキストもダウンロードできるなど、最少の経費で最大の学習効果を得られる教材となっている。

部門毎に利用可能な税目別セットや、求めやすい価格での提供等、利用しやすい販売形態を整えた。今後もより多くの地方自治体に利用していただくため、税務専門雑誌でのPRや、直接自治体に訪問して使い勝手のデモを行う等、一層の周知を図っていく。

(4) 東京都主税局の研修業務の実施

主税局から受託した主税局職員を対象とする税務研修などを引き続き実施する。

実施に当たっては、主税局各部の研修企画部門などとの緊密な連携を図ることにより、人材育成の推進に貢献できるよう努める。

集合研修やオンデマンド型研修であるLMSのほか、Teams等を活用したオンライン型研修などの多様な実施方法の研修にも柔軟に対応する。

また、本年度は、社会環境の変化などに伴う研修科目の見直しを行い、デジタル化推進のための研修を新設する。

なお、雇用環境の変化に伴い、令和7年度から配属されている新規経験者採用職員への対応についても、効率的かつ的確な実施を目指す。

さらに、研修所の設備・備品について、更新を依頼して受講環境の改善を図り、受講者の満足度が高まるよう努めていく。

その他、主税局職員研修の一環としての税財政講演会は、時宜に即した税財政に関する主要なテーマについて、大学教授を中心とした研究者や第一線の実務家による、質の高い内容の講演会を実施する。

(5) 会員団体への税務職員育成等の支援

実務遂行上必要な基礎知識の習得を目的に、会員団体の税務職員を対象とした研修会の開催や講師の派遣等により育成等を支援する。

なお、実施に当たっては、時代の変遷や納税環境の変化等に沿い、会員団体からの意見、相談も含め、時宜に合ったテーマ設定や実施方法等に向けた対応を視野に入れる。

ア 特別区ブロック別研修及び西多摩地区市町村税務職員講習会への講師派遣等
東京都特別区の税務職員を対象とした税務研修「ブロック別税務講習会」に講師を派遣するなど、開催に協力する。

また、地方税関係講習会として、西多摩地区市町村税務担当課長会と共催で「西多摩地区市町村税務職員講習」を実施する。

イ 東京都市町村職員研修所等主催研修への講師派遣

東京都市町村職員研修所が実施する研修に講師を派遣するなど、開催に協力する。

ウ 区市町村課税事務職場管理監督者研修の実施

区市町村の課税事務職場の管理監督者を対象に、課税事務全体の流れに応じた管理監督者に求められる知識、心構え等について研修を実施する。

(6) 東京都主税局研修への会員団体の参加機会の提供等

東京都主税局の協力を得て、税財政講演会を含めた主税局研修に、会員団体の税務職員が、集合研修又はLMSによる研修により参加できる機会を設け、研修受講環境の多様化を継続する。

(7) 実務上の税務相談

会員団体等の円滑な税務事務執行に寄与するため、会員団体の職員や、東京税務セミナーの参加者等からの税務実務上の疑問点やセミナーの内容等についての質問・相談を専門講師が受け付ける。照会事例を通して、最新の実務情報の蓄積、類型化を図り、講義の内容等に反映させていく。

3 研究雑誌、図書等の発行

(1) 「東京税務レポート」の発行

地方税財政制度に関する調査・研究をはじめ、会員団体等の税務部門の取組や事業紹介、税財政等の講演記録、税務統計資料などを掲載し、会員を中心とした地方公共団体の税財政運営の進展に資するとともに、様々な協会事業の広報も目的として、「東京税務レポート」を季刊発行(年間4回)し、会員団体や道府県を中心に冊子を配布する。

紙面づくりに当たっては、会員団体等からの寄稿や、他自治体の先進的な税務行

政の委嘱調査の結果報告に加え、会員団体等への取材記事の掲載など、税務現場からの情報を中心に編集し、有用な情報の特集記事を掲載するなどの工夫を凝らし、誌面の一層の充実を図る。

併せて、協会W e bサイトに電子版を掲載し、過去のバックナンバーの閲覧や、キーワード検索機能等により、税務業務の課題解決や事務効率化等のヒントになる情報を全国の自治体に幅広く提供し、税財政運営の質的向上と人材の育成に寄与する。

(2) 図書の出版・販売

税務職員の専門的知識の向上に寄与するため、税務実務の税務関係図書を出版、販売を行う。

本年度は、住民税等関係図書5種(アイエオケ)について税制改正を反映する等必要な改訂を行い、以下の図書を頒布する。

- ア 「地方税ガイドブック令和8年度版」
- イ 「地方税ミニガイド2026」
- ウ 「地方税法の読み方・基礎用語」
- エ 「個人住民税実務の手引」
- オ 「法人住民税実務の手引」
- カ 「土地評価実務の手引」
- キ 「家屋評価実務の手引」(木造家屋編、非木造家屋編)
- ク 「償却資産実務の手引」
- ケ 「滞納整理事務の手引」
- コ 「公売事務の手引」
- サ 「滞調法及び破産手続等と地方税の徴収」
- シ 「滞納整理の基本事例解説」

発行図書については、電子化し紙媒体と共に発行することで利便性の向上を図るとともに、協会W e bサイトやSNS等により広報を行い、多くの地方自治体に活用していただくための工夫を行う。

併せて、昨今の経済情勢も踏まえ、同様の専門図書との価格の均衡化も考慮し、適正価格の在り方も視野に入れた検討も進めていく。

4 税知識の普及啓発事業

(1) 都民対象講演会の開催

都民に対する税知識の普及啓発を目的として、税に関連した講演会を実施する。講演会では、著名人による税に関するエピソードを交えた講演に合わせて、納税啓発のパンフレット等を配布・使用して、地方税を含め、税全般の理解促進を行う。

(2) 租税教育への協力

教育の場での税知識の普及促進のため租税教育推進に協力し、これからの社会の担い手となる中学生を対象とした租税教室に講師を派遣する。

また、東京納税貯蓄組合総連合会等が主催する中学生の「税についての作文」の東京都知事賞等の表彰の実施に協力する。

(3) 納税啓発用パンフレット等の作成と納税広報の実施

税目の申告、納期限等も意識した上で、時宜に適ったこれまでの紙媒体での完結によらない適宜各サイトへの誘導等を含めた効果的な納税思想の普及啓発用パンフレット等を作成し、会員団体等の意見も踏まえながら税務関係機関の窓口や税関連イベント等を活用して都民に効果的に配布する。

また、協会Webサイトを活用し、時代の変遷を踏まえ、時宜に適った税に関する広報・宣伝を効果的に行う。

5 職員表彰等

(1) 税財務関係職員功労者の表彰

協会の表彰規程及び功労者表彰実施要綱に基づき、会員団体の税財務職員のうち功績顕著で他の税財務関係職員の模範となる者として会員団体より推薦を受けた職員の中から、税財務関係職員功労者を決定し、表彰する。

ア 対象 税財務歴 10 年以上の者

イ 表彰予定人員 100 名程度（※ 年齢 35 歳以上 60 歳以下の者）

(2) 優秀論文の表彰

協会の実施要綱に基づき、協会機関誌「東京税務レポート」に 1 年間で掲載された論文の中から優れた作品を優秀論文表彰審査会で審査の上、決定し、表彰する。

ア 対象	「東京税務レポート」年間掲載分の中から優れた作品	
イ 表彰予定	最優秀賞	1編
	優秀賞	5編以内
	奨励賞	5編以内

6 自動車税等に関する事業

自動車税事業所における申告受付等の業務について、事務改善及び執行体制の整備を進め効率的な運営に努める。

あわせて、自動車税コールセンター業務については、自動音声応答（IVR）の内容を精査し充実させることにより、納税者に対するQOSの向上を図る。

なお、令和8年度税制改正大綱において自動車税（環境性能割）が令和7年度末で廃止されることが示され、さらに令和9年度税制改正において重量及び環境性能に応じた税負担の仕組みについても結論を得るとされていることから、東京都主税局と連携を密にして情報収集に努め、引き続き安定した業務受託につなげていく。

7 納税推進業務に関する事業

キャッシュレス納税の拡大や、Webでの申込みによる口座振替手続きの拡大など、更なる納税者の利便性向上に向けた取組が進む中、納税しようよう及び口座振替等の納税推進業務について、効率的かつ安定的な事務運営に努める。

あわせて、広く都民の納税意識の高揚を図り、納期内納税の促進等に努めることにより、適正・公平な税務行政の推進に寄与していく。

〈収益事業〉

1 軽油分析事業

軽油引取税の検体試料である採取軽油について、成分判定の分析手法と判定技術の向上に努めることにより的確な分析処理を行い、東京都の軽油引取税の適正な課税、不正軽油の使用防止や犯則取締の円滑な推進に協力していく。

また、自治体、民間企業向けに、令和6年度に再編したリーフレットを活用し、適宜、媒体等を通じて広報を継続していく。

2 税務等に関する業務への職員の派遣事業

各会員団体からの要請を受け、人材派遣事業として地方税及び国民健康保険料（税）の滞納整理の事務を中心に指導するための要員を派遣している。

収納率の改善や技術力の継承等、徴収実務の諸課題に対して、的確に対応できる知識やノウハウを有した都主税局等のOB職員を徴収実務に係る事務指導・助言等の要員として会員団体に派遣し、滞納整理業務等全体のレベルアップに寄与する。

また、令和元年度から人材バンク制度を創設し人材確保に努めているが、派遣職員の高齢化や新規人材確保の困難性が引き続き状況を踏まえ、令和6年度からの派遣料改定に加え、令和7年度から休暇制度の充実による新たな処遇改善を図ることで、人材確保を継続していく。